第33号議案

尾張旭市営バス車両の取得について

下記のとおり財産を取得したいので、尾張旭市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和44年条例第15号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年6月6日提出

尾張旭市長 森 和 実

記

- 1 取得する財産 尾張旭市営バス車両 2台
- 2 取得の方法随意契約
- 3 取得金額 金25,859,970円
- 4 取得の相手方 名古屋市南区星崎2丁目96番地 三菱ふそうトラック・バス株式会社東海ふそう 支配人 石 井 澄 人

提案理由

この案を提出するのは、尾張旭市営バス車両を取得するため必要があるからである。

参考資料

- 1 取得に係る見積業者及び予定価格に比する率
 - (1) 見積業者

三菱ふそうトラック・バス株式会社東海ふそう

(2) 予定価格に比する率

予定価格 28,970,380円

取得金額 25,859,970円

率 89.3%

2 取得する財産の概要

運行ルート上にある狭あいな生活道路、急勾配な坂道及び鋭角な曲がり角が走行可能であり、利用者の車内における転倒事故防止のため全員着座することができるとともに、現在の利用状況に対して輸送力を最大限確保することができる車両で、旅客自動車運送事業用自動車として必要な設備に加え、特別架装を施している。

(1) 車両の主な仕様

ア ロングボディー

全長 6,990ミリメートル

全幅 2,010ミリメートル

全高 2,735ミリメートル

乗車定員 27名 (乗務員を含む。)

イ ショートボディー

全長 6,245ミリメートル

全幅 2,010ミリメートル

全高 2,735ミリメートル

乗車定員 23名 (乗務員を含む。)

(2) 主要特別架装

ア 乗降補助機器 (路線用電動補助ステップ、手すり等)

イ 路線機器 (方向幕、停名表示器、降車合図装置等)

ウ 安全対策機器 (乗降中灯、路肩灯、後輪巻込防止装置等)